

# 岡山地域労働組合ニュース

第92号、10年5月11日 《連絡先》岡山市北区春日町5-6、Tel086-221-0133



## 残業代83万円支払わす

設備の保安・警備を行う会社に5カ月間勤め退職したKさんは、タイムカードと就業規則、そして賃金明細書を持って組合事務所を訪れ、残業代の未払い賃金を請求したいと相談に来ました。

調べてみると、多い月で180時間の残業時間、金額にして30万円近い残業代になるにもかかわらず、4万円が「特別支給金」の名目で支給されているのみでした。

4月9日、組合は5ヶ月間の残業代総額835,327円の支払いを求める要求書を会社に郵送したところ、会社側弁護士から未払い賃金を認める連絡が4月19日にあり、全額支払わせることができ早期に解決しました。

## 監督署を活用し100万円で解決

一方、タイムカードなどの証拠になるものは何もなく、退職後に相談者の供述と勤め先の閉店時刻から出勤日数と残業時間を算出し未払い賃金の支払いを求めている事案もあります。

この事案では、毎月、定額の1万円が残業代として支給されていましたが、20ヶ月間の未払い残業代として約190万円の支払いを求めました。会社側はタイムカードを保存していないとしながらも、「探し出した」とする打刻漏れで出勤日数の少ないタイムカード2ヶ月分を示し、そこから推測される残業代26万円の支払いなら応じると対応してきました。

組合は監督署に残業代未払いの申告し出勤簿の調査に入ってもらったところ、会社は新たに5カ月分のタイムカードを提出し、そこから推測される20カ月分の残業代として80万円の支払いを提示してきました。組合はこれに納得せずさらに上積みを要求し100万円で和解しました。



## 衣料品店で即刻解雇＝給与2か月分の41万円で和解

衣料品店に勤めて入社数カ月のIさん(29才)は、些細なことで若い店長と口論となり即日解雇を言い渡され、その足で県労倉敷の労働相談所に駆け込んできました。

組合では、即刻解雇には監督署に解雇予告の除外認定を受ける必要があるなど、厳しい制約や妥当性の判断基準があるとして、可能な限り会社内部での円満解決するよう求めました。会社は「店長が当社の意思に反して解雇通知をしたもの」と、しながらも「解雇の理由は、元社員の責に帰すべきことですが、早まったことと当社は考えている」と回答をしてきました。この回答を受け、Iさんは職場に残ることを諦め退職の決意を固めたため、給与2ヶ月分の41万円で円満退職することになりました。

## 今も続く派遣切り、偽装請負、事前面接—求められる派遣法抜本改正

昨年派遣切りにあった労働者が、今年1月新たに派遣で就職しました。ところが派遣先の指示で3月末で雇止め。ところが派遣元は自己都合の離職票を書きました。地域労組で交渉して、会社都合として失業保険を受給しました。

別の企業では、偽装請負となっている派遣先が事前面接をして、2年後には正規にするというおきながら、契約期限切りで雇止めに。

抜け穴だらけの派遣法改正の規制を抜本的な強化することが求められています。